

令和7年 富士見町 条例

第 23 号

富士見町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町下水道条例の一部を改正する条例

富士見町下水道条例(平成5年富士見町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「町において設計及び工事を実施したとき、若しくは特別な理由により管理者が認めた場合はこの限りではない」を「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。